

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
港高等学校	備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。					検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）
	品 種	品 目	当初受入年月日	数 量	金 額	
		商品名				
	家具什器類	その他器具類	昭和47年 4 月10日	1	256,000円	
		ビデオ				
	家具什器類	その他器具類	昭和51年 2 月24日	1	340,000円	
		掃除機				
	機械器具類	理化学器具類	昭和55年 7 月17日	1	380,000円	
		ミクロトーム				
	家具什器類	箱類	昭和61年11月11日	1	149,000円	
		飼育箱				
	家具什器類	その他器具類	昭和62年 7 月27日	1	153,300円	
		ビデオコーダー				
	機械器具類	通信器具類	平成15年 8 月26日	1	114,240円	
		シーケンサー				
措置の内容						
現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月16日）